第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第４０７号
岡山市北区新道47番地１市住14―101
債務者　藤原　美恵
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２号
熊本県天草市新和町小宮地763番地13
債務者　平塚　昭子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第８８９０号
東京都葛飾区柴又３丁目７－３―303
債務者　長谷川恵美（旧姓蝦名）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５９８号
福岡市博多区東比恵２丁目12番12号
破産者　株式会社イーストヴィレッジ
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１号
仙台市青葉区一番町１丁目９番１号　仙台トラストタワー20Ｆ
破産者　株式会社創造テクノロジー
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
仙台市青葉区一番町１丁目９番１号　仙台トラストタワー20Ｆ
破産者　創造電力株式会社
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
宮城県大崎市古川李埣字東田71
破産者　株式会社創造カレッジ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
山梨県笛吹市石和町河内375番地６
破産者　有限会社サンライズ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
山梨県甲府市中村町４番１号　光風寮、前住所山梨県山梨市牧丘町千野々宮572番地
破産者　水上美佐江
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
山梨県甲府市大里町3788番地１　アイリスＡ202
破産者　伊藤　太樹
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
兵庫県姫路市亀山１丁目177番地
破産者　株式会社デイサービスクラシオン
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７２０号
横浜市西区浅間町１丁目７番地の12
破産者　株式会社富士殖産
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５７号
横浜市保土ケ谷区釜台町15番28
破産者　株式会社ティ．アイコーポレーション
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６８号
横浜市港北区新羽町4135番地　㈱コマツトレーディング内、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区仲町台３丁目23番９号
破産者　瀧口企商株式会社
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２２３号
横浜市中区尾上町５丁目80番地神奈川中小企業センタービル７階１号室
破産者　株式会社アジャイル・パッチ・ソリューションズ
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０号
愛知県みよし市三好町笠松112番地１
破産者　ナルセ公研株式会社
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
山口市松美町３番75号　山口刑務所、住民票上の住所長崎県雲仙市愛野町甲3355番地８
破産者　吉田　俊太
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０３１号
神奈川県横浜市南区永楽町１丁目８―20―404、開始決定時の住所神奈川県藤沢市花の木７－３
破産者　田所　智之
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２８２号
東京都世田谷区玉川台１丁目３－７―502、開始決定時の住所東京都世田谷区玉川台１丁目８―18―601
破産者　河野真一郎
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部